

付議事件及び審議結果

平成30年10月定例会

平成30年10月23日上程

- | | | |
|--------|---|----------|
| 議案第19号 | 上田地域広域連合個人情報保護条例及び上田地域広域連合情報公開条例中一部改正について | 10月25日可決 |
| 議案第20号 | 平成29年度上田地域広域連合一般会計決算認定について | 10月25日認定 |
| 議案第21号 | 平成29年度上田地域広域連合ふるさと基金特別会計決算認定について | 10月25日認定 |
| 議案第22号 | 平成29年度上田地域広域連合介護保険特別会計決算認定について | 10月25日認定 |
| 議案第23号 | 平成29年度上田地域広域連合消防特別会計決算認定について | 10月25日認定 |
| 議案第24号 | 平成30年度上田地域広域連合一般会計補正予算（第1号） | 10月25日可決 |
| 議案第25号 | 清浄園爆発事故に係る損害賠償額の決定及び和解について | 10月25日可決 |

議事日程

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 諸般の報告
- 第 3 会期の決定
- 第 4 議案第 19 号 上田地域広域連合個人情報保護条例及び上田地域広域連合情報公開条例中
一部改正について
- 第 5 議案第 20 号 平成 29 年度上田地域広域連合一般会計決算認定について
議案第 21 号 平成 29 年度上田地域広域連合ふるさと基金特別会計決算認定について
議案第 22 号 平成 29 年度上田地域広域連合介護保険特別会計決算認定について
議案第 23 号 平成 29 年度上田地域広域連合消防特別会計決算認定について
- 第 6 議案第 24 号 平成 30 年度上田地域広域連合一般会計補正予算（第 1 号）
- 第 7 議案第 25 号 清浄園爆発事故に係る損害賠償額の決定及び和解について
- 第 8 上田地域広域連合選挙管理委員会の委員及び同補充員の選挙
- 第 9 一般質問
（1）広域連合行政について 宮 下 省 二 議員
（2）広域連合行政について 渡 辺 正 博 議員

本日の会議に付議した事件

日程第1から第9まで

出席議員（21名）

第1番	林	和明	君
第2番	佐藤	論征	君
第3番	金子	和夫	君
第4番	宮下	省二	君
第5番	佐藤	千枝	君
第6番	阿部	貴代枝	君
第7番	杵掛	計三	君
第8番	宮下	壽章	君
第9番	飯島	伴典	君
第10番	土屋	勝浩	君
第11番	松山	賢太郎	君
第12番	佐藤	清正	君
第13番	横山	好範	君
第14番	依田	俊良	君
第15番	田村	孝浩	君
第17番	小林	隆利	君
第18番	南波	清吾	君
第19番	半田	大介	君
第20番	久保田	由夫	君
第21番	渡辺	正博	君
第22番	西沢	悦子	君

欠席議員（2名）

第16番	羽田	公夫	君
第23番	入日	時子	君

説明のために出席した者

広域連合長 土屋陽一君

副広域連合長 ○東御市長 花岡利夫君
○青木村長 北村政夫君
○長和町長 羽田健一郎君
○坂城町長 山村弘君

広域連合監査委員 後藤菊夫君

事務局 ○事務局長 両角功君
○消防長 松井正史君
○会計管理者 山崎完爾君
○事務局
総務課長 林克臣君
○事務局
企画課長 坂井美嗣君
○事務局
介護障がい
審査課長 中村尚文君
○事務局
ごみ処理
広域化
推進室長 橋詰邦昭君
○消防次長
(兼)
消防本部
総務課長 久保田荘司君
○消防次長
(兼)
上田中央
消防署長 越浩司君
○清浄園所長 山越晃君
○上田
クリーン
センター
所長 土屋隆君
○丸子
クリーン
センター
所長 清住拓生君

○東 クリーン部
セ ン タ ー 長
所 高 藤 博 幸 君

○消 防 本 部
予 防 課 長 堀 池 正 博 君

○消 防 本 部
警 防 課 長 宮 原 正 晴 君

事 務 局 齋 藤 賢 彦 君

本会議

午前 9時30分 開 会

- * 議長（小林隆利君） ただいまから平成30年10月上田地域広域連合議会定例会を開会いたします。これより本日の会議を開きます。

日程第1 会議録署名議員の指名

- * 議長（小林隆利君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
今定例会の署名議員には、議長において、4番宮下議員、22番西沢議員を指名いたします。

日程第2 諸般の報告

- * 議長（小林隆利君） 次に、日程第2、諸般の報告を行います。
まず、広域連合長から、地方自治法第180条第2項の規定により、広域連合長専決処分事項の指定に係る報告がありましたので、お手元に配付しておきましたから、御了承願います。
次に、監査委員から報告のありました例月出納検査結果については、お手元に配付しておきましたから、御了承願います。

日程第3 会期の決定

- * 議長（小林隆利君） 次に、日程第3、会期の決定を議題といたします。
今定例会の会期は、本日から10月25日までの3日間といたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

- * 議長（小林隆利君） 御異議なしと認めます。
よって、会期は本日から3日間と決定いたしました。

広域連合長挨拶

- * 議長（小林隆利君） ここで、広域連合長から挨拶があります。
土屋広域連合長。

[広域連合長 土屋陽一君登壇]

- * 広域連合長（土屋陽一君） 皆さん、おはようございます。
本日ここに、平成30年10月上田地域広域連合議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、御多忙の中、御出席を賜りまして誠にありがとうございます。

はじめに、6月に発生した大阪府北部地震、西日本を中心とした7月の豪雨災害、9月に発生した北海道胆振東部地震並びに相次いで上陸した台風により、各地で甚大な被害が発生いたしました。犠牲になられました方々の御冥福をお祈り申し上げるとともに、被災されました皆様に心よりお見舞い申し上げます。

また、今年の夏は「災害」とも言える大変な猛暑が続き、9月末現在の熱中症の疑いによる救急搬送人員は、昨年同期に比較して60人増え過去最多の144人となりました。

救急出動件数全体を見ましても、7月は1,042件と、月別の出動件数としては過去最多となるなど、9月末現在の同出動件数は、昨年同期と比較して142件増の7,602件となっております。

このようなことから消防本部では、各種の応急手当講習会等において、国から配布されたリーフレット等を用いた注意喚起を行うとともに、7月から8月までの熱中症予防強化月間には、救急車のボディーに熱中症予防啓発のシートを掲示するなど、熱中症の予防啓発活動に取り組んでまいりました。

また、異常気象が常態化する中、過去に経験のない災害も多発しており、地域住民はもとより、観光やスポーツでこの地を訪れる人々の安全と安心の確保は喫緊の重要課題となっております。

今後、救急需要は2030年まで増加が続くとの国の試算結果や、消防に寄せられるニーズが複雑多様化している状況を踏まえ、一層の消防機能の充実と職員体制の強化を早期に図っていく必要があることから、現在、時代に即した消防力のあり方についての検討と諸課題を分析しているところであり、鋭意取組を進めてまいりたいと考えております。

さて、いわゆる団塊ジュニア世代の高齢化が進み、高齢者人口がピークを迎えるとされる2040年ごろを見据え、行政課題を検討してきた総務省の「自治体戦略2040構想研究会」は、7月3日に総務大臣に最終報告を行い、この中で、地方では人口減少に伴い維持できるサービスや施設が減少し、従来からのすべての事務事業を自治体単体で行うことが困難な状況となることを見込まれるとし、中心市との役割分担により圏域単位で行政を行うための新たな法的枠組みづくりが必要との提言がなされました。

これを受け、政府は7月5日に第32次地方制度調査会を立ち上げ、圏域における地方公共団体の協力関係、公・共・私のベストミックスその他必要な地方行政体制のあり方について諮問し、2020年までに答申を受け、圏域を行政単位として位置づける法制化の検討を行っていくとしております。

地方公共団体においては、地方におけるこれまでの地方創生の取組や努力に水を差すものとして反発する意見がある一方、9月27日には指定都市市長会などが圏域行政の法制化推進を求める提言を行うなど、受け取り方は様々となっております。

こうした中、国における検討の推移を慎重に見守っていくとともに、直面する少子高齢化という重要課題に対応しつつ、地方自治の本旨に則り、地域の状況に即した活力ある地域づくりが推進されるよう、関係市町村はじめ県等との協議・調整を図っていくことが重要であると考えております。

それでは、当広域連合の重要課題や事業等について、それぞれ取組の一端を述べさせていただきます。

まず、最重要課題であります資源循環型施設建設について申し上げます。

諏訪部地域におきましては、自治会を通じた話し合いの機会を持ってない状況ではありますが、住民の皆様からは「情報が届かない」、「意見を述べる機会が欲しい」との声が寄せられておりました。そのため、諏訪部地域にお住まいの全ての皆様に直接御案内を差し上げ、5月24日に「資源循環型施設に関する市長懇談会」を開催いたしました。

出席いただいた皆様からは、地域の将来のまちづくりに対する思いをお聞きすることができました。私からは、地域の皆様の思いに寄り添い、「清浄園用地での現計画を曲げることなく、決意を持って取り組む覚悟」をお伝えし、今後の御協力をお願いいたしました。

また、5月31日から7月6日まで7回にわたり、清浄園に「サテライト市長室」を開設し、合計で15組31人の方にお越しいただきました。地域の皆様としっかりと向き合い、時間をかけてお話ができたことは大きな収穫であったと感じております。

今回の「市長懇談会」と「サテライト市長室」を通じていただきました御意見、御要望、疑問点などに対して、改めて私どもの考え方を伝える必要があるとの思いから、8月2日に「諏訪部地域資源循環型施設に関する説明会」を開催いたしました。説明会開催に先立ちまして、私自ら諏訪部地域にお住まいの全世帯を訪問し、説明会への御参加をお願いしてまいりました。説明会には、諏訪部地域以外にお住まいの下沖振興組合の皆様も含めまして、前回の市長懇談会を上回る24の方が御参加され、施設整備の基本方針や疑問点などについて御説明し、地域振興策についての現時点での検討状況をお答えさせていただきました。引き続き、諏訪部地域の皆様や下沖振興組合の皆様には情報提供を行うとともに話し合いへの参加をお願いしてまいります。

一方、地元関係6団体の役員の皆様で構成されている資源循環型施設建設対策連絡会の皆様とは、私も出席して5月30日、7月12日、9月5日と3回にわたり懇談を重ねてまいりました。この懇談の中で、住民意見を反映した計画を構想段階から創り上げるため、学識経験者も交えて協議を行う新たな組織として（仮称）資源循環型施設検討委員会を設立するとの合意に至ったことから、今定例会の補正予算案に当該協議会の運営経費等の計上をいたしました。

現在、科学的知見も踏まえた、地域住民の「安全・安心」を将来わたって保証する、住民参加による「上田地域モデル」の体制を整えており、今後この検討委員会を通じた協議を進めることにより、地域住民の皆様との合意形成に向け、鋭意取り組んでまいります。

関連して上田、丸子、東部クリーンセンターについて申し上げます。

各クリーンセンターに搬入されております可燃ごみの搬入量は、圏域住民及び事業所の皆様のごみ減量・再資源化に向けた取組の成果により、年々減少傾向にあり、施設・設備等への負担軽減が図られております。しかしながら、各クリーンセンターとも、施設稼働から既に25年以上経過して

おり、老朽化が進んでいる状況にあります。新たな資源循環型施設が整備されるまでの間は、各施設の延命化を図っていく必要性があることから、周辺地域の環境負荷軽減に努めるとともに、精密機能検査等の結果に基づき、年次計画により適切な修繕と点検を実施しながら、引き続き安全・安心で安定的な施設運営に努めてまいります。

次に、清浄園について申し上げます。

まず、昨年9月に清浄園で発生した爆発事故の対応状況につきましては、これまで受入に必要となる施設の復旧を行い、安全対策と周辺環境対策に万全を期しながら、この1年間受入を実施してまいりました。特に安全対策においては、定期的な可燃ガス濃度の測定や職員による臭気の確認を実施するとともに、管理業務改善計画に基づき見直したマニュアルに沿って業務を確実に実施し、二度と事故を起こさないように日々努めているところです。

また、損害賠償保険及び建物共済からの給付額が確定するとともに、爆発事故において現場で作業を行っていた業者との損害賠償並びに和解の協議が整ったことから、関連する補正予算案、事件決議案について、今定例会に提案いたしました。

次に、地域医療対策について申し上げます。

上田地域における最重要課題の一つであります、二次救急医療体制の強化に向けた取組につきましては、安定的な医師の確保や救急医療、周産期医療、がん診療体制の再構築に向け、長野県を中心とした平成21年度から平成25年度までの取組を受け、平成26年度から広域連合が上小医療圏地域医療再生計画の継続事業として引き継いで実施してきており、今年度が最終年度となります。

当地域の課題の中で、最大の懸案事項でありました信州上田医療センターの医師確保につきましては、10月1日現在、研修医を含めて68人まで増員が図られ、養成した研修医が同センターに常勤医師として着任するという好循環も生まれつつあります。

また、同センターでの救急患者の受入件数、入院患者数、手術件数ともに増加しており、地域医療の中核拠点病院として、救急医療体制の強化は順調に進んでいるところであります。

平成29年度中の救急搬送の状況は、全体で9,241件、この内81.8パーセントにあたる7,562人が病院群輪番制病院と後方支援病院である信州上田医療センターに搬送されました。また、圏域外搬送は1,207件、13.0パーセントでありました。

信州上田医療センターでは、34.6パーセントにあたる3,198件の救急搬送受け入れがされ、医療体制の充実や診療機能の強化が図られてきた成果が伺えます。

しかしながら、平成28年12月末日現在の長野県の統計によると、人口10万人当たりの医師数は県内で下から3番目、看護師は下から2番目となっています。

このような状況や、より一層の体制強化の必要性を勘案し、現在の上小医療圏地域医療再生計画の継続事業をベースにしながら、平成31年度からの新たな地域医療対策事業について、関係市町村や関係機関と協議を重ねているところであり、圏域住民が安心して暮らしていけるよう、地域が一

丸となって安全・安心な医療の提供に資する事業を計画してまいります。

次に、要介護認定及び障害者介護給付費等審査について申し上げます。

平成29年度の要介護認定申請件数は1万1,349件で、前年度と比較して630件、5.3パーセントの減少となりました。

今後、いわゆる団塊の世代の高齢化に伴い、要介護認定者の増加が予想されますが、介護保険法の改正で、介護認定の更新申請時の有効期間が延長されたこと等から、更新にかかる申請件数の減少が見込まれます。

こうした状況を踏まえ、今後の申請件数の動向に注視しながら、適正な調査体制を維持し、公正で的確な認定調査及び審査判定が行えるよう取り組んでまいります。

また、障害者介護給付費等審査につきましては、平成29年度の審査件数は418件で、前年度と比較して9件の増加となりました。障害者介護給付費等審査会の運営にあたりましても、介護認定審査会と同様、引き続き、関係市町村と密接な連携を図りながら、公正で的確な審査判定に努めてまいります。

次に斎場について申し上げます。

大星斎場及び依田窪斎場の指定管理者につきましては、今年度から、これまで個別に実施してきた両斎場の指定管理を一本化し、管理運営の効率化と利用者サービスの質の向上を図り、利用者ニーズに応えた質の高いサービス提供と環境整備を行い、引き続き葬送の場にふさわしい施設となるよう取り組んでまいります。

また、高齢人口の増加に伴い火葬件数の増加が見込まれることも踏まえ、懸案となっております大星・依田窪両斎場の利用区分と使用料金の見直しにつきましても、関係市町村との協議を進めてまいります。

次に火災予防について申し上げます。

火災予防につきましては、住宅及び事業所の防火対策を重点施策として取り組んできており、火災発生件数は、9月末現在で57件、前年同期と比較して3件の減少となり、火災による死者は3人で、前年同期と比較して2人の増加となっております。

全国の状況をみますと、火災総数は減少傾向にあります。住宅火災における高齢者の死亡率が高くなっていることから、引き続き、秋と春の火災予防運動に併せて、高齢者宅への防火訪問を重点的に行ってまいります。また、昨年からは、各市町村の福祉担当部所と連携を図り、訪問介護に併せた住宅防火点検の取組を進めてきておりますが、住宅防火チェックシートによる自主的な住宅防火点検の推奨にも取り組んでまいります。

間もなく冬の季節をむかえ、空気の乾燥により火災が多く発生する時期となりますので、火災予防の更なる徹底に取り組んでまいります。

次に救急・救助業務について申し上げます。

熱中症をはじめとする救急出動の状況につきましては、先に申し上げたとおりでございますが、救助出動につきましては、9月末現在、昨年同期と比べて22件減少の60件で、全体の約6割が交通事故によるものでした。

救急業務の高度化への取組みといたしまして、2人目の指導救命士の養成により、教育指導体制の充実・強化を図ったところでございます。

また、長野県消防防災航空隊も9月1日から一部の救助活動を再開したことから、改めて、消防防災ヘリコプターとの連携強化にも努めてまいります。

民間事業者との協力体制につきましては、上小生コン事業協同組合様の御理解と御協力により締結いたしました「災害時における応援協力に関する協定」を踏まえ、先日、コンクリートミキサー車を使用した消火用水の運搬など、連携訓練を実施したところであります。各種災害の対応に万全を期するため、今後も関係機関との連携強化を図ってまいります。

以上、当広域連合の取組について申し上げます。

今定例会に提案申し上げます議案は、条例案1件、決算認定4件、補正予算案1件、事件決議案1件でございます。

なお、平成29年度一般会計・特別会計の決算につきましては、このほど監査委員の審査が終了いたしましたので、決算審査意見書をはじめ関係書類を添えて提案いたします。

決算額は、一般会計・特別会計の合計で、歳入合計47億3,990万円余、歳出合計45億3,530万円余で、実質収支は2億460万円余の黒字となりました。

それぞれ提案いたしました内容につきましては、関係職員から説明いたしますので、よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

日程第4 議案第19号

* 議長（小林隆利君） 次に、日程第4、議案第19号 上田地域広域連合個人情報保護条例及び上田地域広域連合情報公開条例中一部改正についてを議題とし、提案者の説明を求めます。

両角事務局長。

[事務局長 両角 功君登壇]

* 事務局長（両角 功君） 議案第19号 上田地域広域連合個人情報保護条例及び上田地域広域連合情報公開条例中一部改正について御説明申し上げます。

議案集の1ページをお願いいたします。はじめに、改正の趣旨でございますが、個人情報の保護を図り、かつ個人情報の利活用を促進するため、平成28年5月に交付された行政機関等の保有する個人情報の適正かつ効果的な活用による新たな産業の創出並びに活力ある経済社会及び豊かな国民生活の実現に資するための関係法律の整備にすることにより行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律及び行政機関の保有する情報の公開に関する法律の一部が改正され、平成29年5

月から施行されました。この改正法では、個人の行動や状態等に関する情報、いわゆるパーソナルデータの利活用を推進する仕組みを設けるとともに、個人情報の定義の明確化、要配慮個人情報に関する規定の整備が図られたところがございますが、これに伴いまして改正法との整合を図るため、上田地域広域連合の個人情報保護条例及び情報公開条例について、所要の改正を行いたいというものでございます。

次に、改正の内容について御説明申し上げます。第1条は、上田地域広域連合個人情報保護条例の一部改正でございます。改正文でございますが、まず第2条第2号は、個人情報の定義について規定しておりますが、新たにアとして、氏名、生年月日、その他の記述等により特定の個人を識別できるもの、イとして、個人識別符号が含まれるものを個人情報として規定いたします。

次に、第2条第3号から第7号までを2号ずつ繰り下げ、新たに第3号において、アとして、身体の特徴の一部をパソコンで利用するために変換した符号等で特定の個人を識別することができるもの、続いて2ページをお願いいたします。イとして、個人に発行されるカード等に記載された番号等を個人識別符号として規定するもので、具体的にはDNA、顔、声紋、歩行の態様、手、指の静脈、指紋等を変換した符号や旅券番号、基礎年金番号、保険証番号、運転免許証番号、住民票コード、マイナンバーなどといった各種の記号や番号について、これまで個人情報にあたるかどうか不明確であったものについて定義を明確にするものでございます。

次の第4号では、人種、病歴、犯罪歴など、差別、偏見を招かぬよう特に配慮を要する個人情報について要配慮個人情報と定義し、これらの用語の定義を追加するものでございます。

第6条の改正は、保有個人情報取り扱い事務の届けに関する規定の整備で、保有する個人情報に要配慮個人情報が含まれている場合には、保有個人情報取り扱い事務届出書にその旨を記録することとする規定を追加するものです。

第7条の改正は、広域連合が独自に定めている収集を制限している思想信条等の個人情報を新たに第2条第4号で定義した要配慮個人情報に言い換えることとし、この要配慮個人情報についても現行の取り扱いと同様に原則収集禁止とするとともに、第1号から第3号までの場合については、収集禁止の例外として規定するものでございます。

第1号、法令等に定めがある場合、第2号、人の生命、身体、財産の保護のために必要がある場合、第3号、情報公開、個人情報保護審査会の意見を聞いて、公益上特に必要があると認めた場合について、要配慮個人情報の収集ができることとしております。

第13条の改正は、個人情報として新たに個人識別符号が含まれたことから、第2号に規定する個人に関する情報であって、開示しないことができる情報に個人識別符号が含まれるものを追加し、第2号ウでは、開示しないことができる情報の例外として、個人に関する情報であっても、当該個人が公務員であり、職務遂行に係る情報である場合は、当該公務員の職及び職務遂行内容を開示することとしておりますが、現行の運用において、既に職員の氏名も開示していることから、当該公

務員の氏名についても開示する情報に追加するものです。

第14条の改正は、第13条の改正と同様、個人情報として新たに個人識別符号が含まれたことから、第2項に規定する開示請求に係る保有個人情報に、氏名、生年月日、その他特定の個人を識別することができる記述等がある場合は、その部分を除くことにより開示することができるとする部分開示の規定について、その除く情報に個人識別符号を追加するものです。

続きまして、第2条、上田地域広域連合情報公開条例の一部改正について御説明いたします。改正文中、第2条の改正は、第2号で定める電磁的記録の定義について、第8条第2号においても、新たに電磁的記録の文言が加えられることから、規定の整理を行うものです。

第8条では、開示しないことができる公文書について規定されておりますが、先ほどの法律の改正により、個人に関する情報のその他の記述等の文言につきまして新たに定義を明確にするため、「文書、図画若しくは電磁的記録に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作、その他の方法を用いて表された一切の事項をいう。」との規定が追加されたことから、法改正に合わせまして条例においても同様の改正を行うものです。また、第2号ウの改正は、上田地域広域連合個人情報保護条例の改正と同様の趣旨で、個人に関する情報であっても、当該公務員の氏名については、開示する情報に加えるものでございます。

3ページをお願いいたします。最後に附則ですが、第1項は、この条例の施行日に関する規定第2項は、改正後の条例の適用について、第2条の実施機関が行う保有個人情報を取り扱う事務であって、当該保有個人情報に要配慮個人情報を含むものについては、この条例の施行後速やかに届けることとする経過措置に係る規定でございます。

以上、議案第19号 上田地域広域連合個人情報保護条例及び上田地域広域連合情報公開条例中一部改正について説明いたしました。よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願いいたします。

* 議長（小林隆利君） これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

日程第5 議案第20号～議案第23号

* 議長（小林隆利君） 次に、日程第5、議案第20号 平成29年度上田地域広域連合一般会計決算認定についてから議案第23号 平成29年度上田地域広域連合消防特別会計決算認定についてまで4件一括議題とし、提案者の説明を求めます。

両角事務局長。

〔事務局長 両角 功君登壇〕

* 事務局長（両角 功君） 説明に入ります前に、さきにお配りいたしました主要施策の成果及び予算の執行実績報告書に誤りがございましたので、訂正をお願いいたします。

議長の許可を得てお手元に正誤表を配付させていただいておりますので、そちらを御覧ください。

平成29年度上田地域広域連合主要施策の成果及び予算の執行実績報告書の6ページをお願いいたします。6ページ、上田創造館に関する調書中、該当部分につきまして正誤表のとおり御訂正をお願いするものでございます。

以上、誠に申しわけございませんでした。

* 議長（小林隆利君） ただいまの発言のとおり訂正することに御了承願います。

次に、林総務課長。

[事務局総務課長 林 克臣君登壇]

* 事務局総務課長（林 克臣君） 議案第20号 平成29年度上田地域広域連合一般会計歳入歳出決算について御説明申し上げます。

お手元の平成29年度歳入歳出決算書1ページ、2ページをお開き願います。会計別決算一覧表の一番上、一般会計の歳入でございますが、予算現額は20億7,473万2,000円、収入済額は20億9,506万5,625円で、予算現額に比し2,033万3,625円、1パーセントの増でありました。

次に、歳出でございますが、予算現額は歳入と同額の20億7,473万2,000円に対しまして、支出済額は19億5,321万1,255円、執行率は94.1パーセントでありました。

歳入総額から歳出総額を差し引いた額、形式収支につきましては1億4,185万4,370円の黒字決算となりました。

ここで、実質収支について申し上げますので、決算書の38ページをお願いいたします。実質収支に関する調書でございますが、歳入歳出差引額は1億4,185万4,370円ございまして、実質収支額につきましても同額となっております。

それでは、一般会計決算の内訳、主なものについて歳入から申し上げます。歳入の説明は決算書の事項別明細書で申し上げますので、恐れ入りますが、決算書の11ページ、12ページをお願いいたします。まず、款1分担金及び負担金、項1負担金の収入済額15億8万5,000円は、目1一般管理運営費負担金から13ページ目の8クリーンセンター費負担金まで、いずれも規約に基づく関係市町村からの負担金でございます。

続いて、款2使用料及び手数料、項1使用料の収入済額6,081万2,130円でございますが、13ページ、14ページをお願いいたします。目1総務使用料1,283万1,490円は、次の15、16ページ一番上の創造館の使用料で、平成29年度中6,339件、延べ17万2,776人の利用がある中で、前年度決算額より71万7,762円の減額となりました。

目2衛生使用料4,798万640円は、斎場使用料等で、前年度決算額より106万2,640円の増となりました。平成29年度中の火葬件数は、大星斎場では2,219件と対前年度10件減少、依田窪斎場では580件と対前年度37件増加となっております。

次に、項2手数料の収入済額は2億8,010万9,968円で、清浄園のし尿投入手数料は2,554万9,488円、東御市がし尿処理の独自処理に移行したことなど、投入量の減少により前年度比522万

9,009円の減となりました。

また、上田、丸子、東部の3クリーンセンターのごみ処理手数料につきましても2億5,453万2,480円と、前年度比321万3,700円の減額となりました。

各クリーンセンターの可燃ごみ搬入量でございますが、恐れ入ります、別冊の主要施策の成果及び予算執行実績報告書13ページから15ページをお開き願います。13ページ(2)に記載のとおり、平成29年度中の上田クリーンセンターへの可燃ごみ搬入量は2万8,982トンで、前年比483トン減少、次の14ページ(2)でございますが、丸子クリーンセンターへの可燃ごみ搬入量は6,303トンで、前年度比76トン減少、次の15ページ(2)でございます。東部クリーンセンターの可燃ごみ搬入量は3,715トンで、生ごみ堆肥化施設稼働となりまして、前年比348トンの大幅な減少となりました。

それでは、恐れ入ります、決算書の15、16ページをお開き願います。款4財産収入、項1財産運用収入の収入済額312万8,064円のうち、目1財産貸付収入の主なものは、旧伝染病舎土地の上田市立産婦人科病院敷地としての貸付料192万9,180円、創造館の自動販売機設置に係る貸付料82万8,748円でございます。

目2利子及び配当金21万1,075円は、まちづくり研究基金と老人福祉基金の運用益でございます。

一番下、款5繰入金、項1基金繰入金の収入済額37万円は、老人福祉施設バルポートまるこ入居者の居住費補助金に対する老人福祉基金からの繰入金でございます。

17ページ、18ページをお願いいたします。項2特別会計繰入金の5,304万円は、病院群輪番制病院等に係る補助金に対するふるさと基金特別会計からの繰入でございます。

款6繰越金1億7,089万477円は、前年度からの繰越金でございます。

款7諸収入、項1雑入、目1地方交付税配分金の収入済額2,092万4,000円は、清浄園及びクリーンセンターの施設整備に係る起債の元利償還金に対して交付税措置されたものでございます。

次の目2雑入の収入済額570万5,986円は、団体保険取扱事務費、上田創造館のソフト事業費の参加費などでございます。

次に、歳出について申し上げます。説明は、別冊になっております主要施策の成果及び予算の執行実績報告書によりまして特段の主なものについて申し上げますので、よろしくをお願いいたします。それでは、主要施策の成果報告書1ページをお願いいたします。

款1議会費、項1議会費の支出済額217万2,382円は、広域連合議会の活動、運営等の経費で、特段のものはございません。なお、29年度は定例会2回、臨時会1回を開催いたしました。

続いて、2ページをお願いいたします。款2総務費の支出済額は2億8,781万5,765円で、執行率は96.4パーセントでありました。

項1総務管理費、目1一般管理費の支出済額は1億4,703万5,840円で、主なものは事務局職員14人分の人件費のほか、中ほど(5)、委託の状況にございます情報ネットワーク保守管理委託料221万1,840円、財務会計システム保守等委託料125万7,120円及びまちづくり研究基金への積立金などでご

ざいます。

まちづくり研究基金の状況につきましては、一番下の（７）、基金の状況に記載のとおり、29年度中193万2,820円の積み立てを行い、年度末の現在高は1億323万6,657円となりました。

なお、総務費の中で流用がございましたので、恐れ入りますが、決算書の19ページ、20ページをお開きください。20ページ右側の備考欄に記載のとおり、節14使用料及び賃借料から、節9旅費へ21万9,000円の流用でございます。これは、正副広域連合長行政視察において、当初は中型バスの借り上げを予定しておりましたが、鉄道利用に変更となったことによるものでございます。

それでは、主要施策の成果報告書3ページへお戻りを願います。目2公平委員会費でございますが、委員3人に係る事務費が主なもので、特段のものはございません。

その下、目3企画費でございますが、支出済額は1,195万6,289円で、この主なものは、（４）に記載の年4回発行しております広域連合広報紙の印刷製本費、（７）に記載の広域的な観光振興事業といたしまして、広域観光パンフレットの作成や観光キャンペーンスタンプラリー事業などに係る上田地域観光協議会への負担金でございます。

4ページをお願いいたします。目4図書館情報ネットワーク費の支出済額は2,937万4,859円でございます。主なものは、（１）、委託の状況及び（２）、業務の状況に記載のとおり、図書館情報ネットワーク機器の維持、保守管理等業務委託料及び機器の賃借料でございます。

次に、項2選挙費、その下の項3監査委員費でございますが、それぞれの委員に係る事務費が主なもので、特段のものはございません。

続いて、5ページ、6ページをお願いいたします。項4創造館費の支出済額は9,915万9,417円で、6ページの（６）、委託の状況の一番上、指定管理者であります上田市地域振興事業団の指定管理料7,181万7,000円が主なものでございます。

7ページをお願いいたします。款3民生費の支出済額でございますが、1,981万3,170円で、執行率は95.7パーセントでございました。

項1社会福祉費、目1障害者介護給付費等審査会費の支出済額は1,942万7,730円で、この主なものは障害者介護給付費等の審査判定に係る経費で、審査委員10人の報酬及び職員人件費でございます。

続いて、項2老人福祉費、目1老人福祉費の支出済額は38万5,440円で、こちらは陽寿荘及び徳寿荘から老人福祉施設ベルポートまるこへ入居されている3人の方への居住費補助金でございます。

老人福祉費の状況でございますが、（２）、基金の状況を御覧ください。老人福祉基金は29年度中37万円の取り崩しを行いまして、年度末現在高は4,350万円でございます。

次に、8ページの款4衛生費でございますが、支出済額は16億3,187万2,622円で、執行率は94.7パーセントでございました。

項1保健衛生費、目1保健衛生総務費の支出済額は1億447万4,980円でございます。この主な

ものは、病院群輪番制に係る各種補助金でございます。

その下、項2 斎場費、目1 大星斎場費の支出済額は8,204万6,680円で、主なものは大星斎場の管理運営経費、指定管理者である株式会社信州さがみ典礼への指定管理料5,324万4,000円、(7)、工事請負の状況に記載の冷暖房設備改修工事2,142万7,200円などでございます。

目2 依田窪斎場費の支出済額は4,504万825円で、主なものは(5) 施設修繕の状況に記載の火葬炉1号炉の設備修繕594万円、1系列廃棄設備修繕594万円、(6) 委託の状況に記載の指定管理者、株式会社信州さがみ典礼への指定管理料2,850万円、(7) 備品購入の状況に記載の霊柩車の更新408万2,400円などでございます。

10ページをお願いいたします。項3 清掃費の支出済額でございますが、3,316万1,130円は、資源循環型施設の建設、ごみ処理広域化の推進に係る事務的経費でございます。目1の清掃総務費は職員人件費が主なものでございます。

目2 ごみ処理広域化推進費でございますが、主なものは上田クリーンセンター周辺環境調査業務委託料498万9,600円でございます。

11ページ、12ページをお願いいたします。項4 清浄園費、目1 清浄園費の支出済額は2億6,529万8,927円で、前年度より1,497万2,599円、5.3パーセントの減となりました。支出の主なものは、職員人件費をはじめ施設の運転、維持管理に係る薬品類等の消耗品費、燃料費、光熱水費のほか、12ページの(6)に記載のとおり、ブローア修繕、2号オゾン発生装置修繕など、修繕費合計6,582万60円、(7)記載のとおり、各種委託料合計で2,759万9,232円などでございます。

なお、平成29年9月16日に発生いたしました、し尿貯留槽の爆発事故に係る対応でございますが、(9)に改めて記載をさせていただいております。爆発事故復旧工事維持費といたしまして、破損した窓ガラスや外壁の修繕、臭気対策など、受け入れ再開のための復旧工事に982万8,000円、その下の飛散防止シートフィルム修繕は、地元要望により窓ガラスの飛散防止対策を行ったもの、次の焼却室西側開口部閉塞修繕は、爆発のあった貯留槽上部の受け入れ室について臭気対策を行ったもの、次のし尿貯留槽ナンバー2 調査業務委託料は、爆発による施設の被害状況を照査したものでございます。また、場外車両誘導補助委託229万4,250円は、施設北側シャッター一部を暫定的な出入口として受け入れ再開するにあたり、誘導員を配置したもので、こちらは予備費を充用させていただいております。このほか人身及び物損に係る賠償金として325万8,190円で、爆発事務に関連した支出は合計2,583万4,840円となっております。

13ページをお願いいたします。項5 クリーンセンター費の支出済額11億185万152円は、上田、丸子、東部の3つのクリーンセンターに係る職員人件費、施設の管理運営経費及び施設の維持、延命化を図るため計画的に行っております焼却プラントの修繕費などでございます。

目1 上田クリーンセンター費の支出済額は5億2,879万6,855円で、前年度比1,785万1,634円、率にして3パーセントの減となりました。13ページ中ほどの(4) 施設修繕の状況でございますが、

1号空気余熱機修繕6,696万円、2号炉ストーカー架台修繕3,996万円など、またその下の(5)委託の状況でございますが、施設の運転管理委託料1億562万4,000円が主なものでございます。

14ページをお願いいたします。目2丸子クリーンセンター費の支出済額は3億105万1,514円で、前年度比3,877万7,270円、11パーセントの減となりました。主なものは、14ページ中ほどの(5)施設修繕に記載の各種修繕合計で1億5,041万4,893円、その下の(5)委託の状況に記載の各種委託料合計で9,862万7,081円でございます。

15ページをお願いいたします。目3東部クリーンセンター費の支出済額は2億7,200万1,783円で、前年度比3,587万4,914円、15パーセントの増となりました。主なものは、15ページ中ほどの(3)施設修繕に記載の各種修繕合計で1億3,379万1,550円、その下の委託の状況に記載の各種委託料合計1億903万968円でございます。

16ページをお願いいたします。款5公債費、項1公債費の支出済額1,153万7,316円は、丸子クリーンセンターにおける廃棄物処理施設整備事業債の元利償還金でございます。

続きまして、款6予備費でございますが、実績欄に記載のとおり、清浄園爆発事故後のし尿収集車の誘導を行うため260万円を清浄園費に充当させていただきました。

最後に、財産について申し上げますので、決算書にお戻りいただき、39、40ページをお開き願います。上田地域広域連合一般会計財産に関する調書、土地及び建物総括表でございますが、実際に取得処分等の異動はございませんでしたが、統一的な基準による地方公会計制度への移行に伴い、固定資産台帳の整備を行う中で精査した数値を計上させていただいたものがございます。

続いて、決算書43ページをお願いいたします。2物品でございますが、表の下から2行目の霊柩車が依田窪斎場で霊柩車を更新いたしました。従前の霊柩車につきましても、走行可能な間、予備車として残っておることから、1増となっております。ほかの物品につきましては、異動はございませんでした。

44ページの3の基金でございますが、まちづくり研究基金及び老人福祉基金の状況につきましては、先ほど御説明申し上げましたとおりでございます。

以上、議案第20号 平成29年度一般会計歳入歳出決算について御説明申し上げます。よろしく御審議の上、御認定賜りますようお願い申し上げます。

* 議長(小林隆利君) 坂井企画課長。

[事務局企画課長 坂井美嗣君登壇]

* 事務局企画課長(坂井美嗣君) それでは、議案第21号 平成29年度上田地域広域連合ふるさと基金特別会計決算について御説明申し上げます。

ふるさと基金特別会計歳入歳出決算書の47ページ、48ページをお願いいたします。まず、歳入について申し上げます。表の最下段、予算現額1億60万4,000円に対しまして、収入済額は1億775万4,595円で、収入率は107.1パーセントでございます。

次に、歳出について申し上げます。49ページ、50ページをお願いいたします。表の最下段、予算現額1億60万4,000円に対しまして、支出済額は9,101万6,800円で、執行率は90.5パーセントでございます。その結果、歳入歳出差し引き残額は1,673万7,795円となりまして、次年度へ繰り越しをしております。

続きまして、歳入歳出の主なものについて、歳入歳出決算事項別明細書で御説明申し上げます。まず、歳入について申し上げます。53ページ、54ページを見開きでお願いいたします。款1財産収入、目1利子及び配当金の収入済額は152万2,227円で、基金の運用利子収入でございます。

款2繰入金、目1基金繰入金の収入済額は8,809万5,000円で、ふるさと基金からふるさと基金特別会計への繰入金でございます。

款3繰越金は、前年度からの繰越金で1,813万7,368円でございます。

次に、歳出について申し上げます。55ページ、56ページを見開きでお願いいたします。あわせて別冊の主要施策の成果及び予算の執行実績報告書17ページのふるさと基金特別会計を御覧いただきたいと思っております。款1の市町村振興整備事業費は9,101万6,800円でございます。その内容でございますが、ふるさと基金の一部原資と運用利子活用による各種事務事業実施にかかわる経費でございます。

主なものといまして、節13委託料では、主要施策の成果及び予算の執行実績報告書の17ページにお示ししましたように、広域連合広域計画に基づく計画、実施したプロジェクト事業で、その他広域的な地域活性化事業といまして、スポーツレクリエーション祭2017事業に係る経費でございます。

続いて、節19負担金、補助及び交付金につきましては、同じく実績報告書の17ページにお示ししておりますが、広域的な地域リーダー等人づくり事業といまして、上田地域子どもコンピュータ・グラフィックスクンクール開催負担金と、地域の医療機能の維持等に対する支援に関する事業といまして、信州上田医療センターが事業主体となり、信州大学医学部附属病院等に研究費を助成し、医師の派遣を受ける信州上田医療センター医師確保事業補助金でございます。

お戻りいただいて、決算書の55ページ、節21貸付金につきましては、地域医療対策として、信州上田医療センターの産婦人科、小児科、麻酔科等の医師確保と定着化を図るため、同病院に勤務する常勤医師に対する財政的な支援として、研究資金を小児科医2人、産科医2人に貸与いたしました。

次に、節28繰出金につきましては、二次救急医療体制を充実させるため、病院群輪番制病院救急搬送収容事業及び後方支援事業を実施するにあたりまして、ふるさと基金特別会計から一般会計への繰出金でございます。

次に、決算書の59ページをお願いいたします。ふるさと基金特別会計財産に関する調書を御覧いただきたいと思っております。1債権、(1)上田地域広域連合医師研究資金貸与金は、信州上田医療センタ

一の常勤医師に対する研究資金貸与金といたしまして4人の貸与がございました。そのため、債権は600万円の増となりましたが、年度末には1年の勤務実績により貸与金が返還免除となったため、全額減といたしました。決算年度末現在高、前年度末現在高とも0円でございますので、よろしくお願いいたします。

また、2基金の(1)上田地域広域連合ふるさと基金につきましては、決算年度中、地域の医療機能の維持等に対する支援に関する事業に、基金の一部を取り崩して充当したことによりまして、現金の部分で表の記載のとおり8,809万5,000円が減額となりましたことから、決算年度末基金現在高は11億2,267万9,216円でございます。

以上、議案第21号 平成29年度上田地域広域連合ふるさと基金特別会計決算について御説明申し上げます。よろしく御審議の上、御認定賜りますようお願い申し上げます。

* 議長(小林隆利君) 中村介護障がい審査課長。

[事務局介護障がい審査課長 中村尚文君登壇]

* 事務局介護障がい審査課長(中村尚文君) 議案第22号 平成29年度上田地域広域連合介護保険特別会計決算について御説明申し上げます。

決算書の61、62ページをお願いいたします。最初に、歳入について申し上げます。予算現額2億1,929万円に対しまして、収入済額は2億1,949万5,855円で、予算対比収入率は100.1パーセントでございました。前年度比429万円余の減となっております。

次に、63、64ページをお願いいたします。歳出であります。支出済額は2億950万9,912円で、予算対比の執行率は95.5パーセントでございました。これは、前年度比669万円余の減となっております。この結果、歳入歳出差し引き残額は998万5,943円となり、次年度へ繰り越しをしております。

続きまして、歳入歳出の主なものにつきまして事項別明細書で御説明申し上げます。まず、歳入について申し上げますので、67、68ページをお願いいたします。款1分担金及び負担金、目1負担金は、規約に基づきます関係市町村からの負担金で、収入済額は2億1,170万7,000円でございます。

款2繰越金は、前年度からの繰越金で758万2,315円でございます。

次に、歳出について申し上げますので、69、70ページをお願いいたします。また、別冊の主要施策の成果及び予算の執行実績報告書の18ページもあわせて御覧いただきたいと思っております。款1総務費、項1総務管理費、目1一般管理費の支出済額は7,331万8,692円で、執行率は96.4パーセントでございました。

節ごとに主なものについて御説明申し上げます。節1の報酬は、主要施策の成果18ページの上段でございしますが、(2)介護相談員派遣等事業に記載がございすとおおり、58か所の介護保険施設等を延べ386回訪問しました介護相談員10人分の報酬でございす。

決算書にお戻り願います。節2給料から節4の共済費であります。一般職員6人分の人件費でございす。

節12の役務費であります、これは電話代、郵送料等の通信運搬費でございます。

節13の委託料であります、別冊主要施策の成果の（3）委託の状況にございますとおり、要介護認定支援システム保守業務委託が主なものでございます。

決算書、節14の委託料及び賃借料であります、主要施策の成果の（4）のとおり、要介護認定支援システムの賃借料及び要介護認定支援システムのライセンス使用料が主なものでございます。

次に、節19負担金、補助及び交付金であります、（5）のとおり市町村職員互助会負担金が主なものでございます。

続きまして、項2目1介護認定審査会費であります、支出済額は7,124万311円で、執行率は94.4パーセントでございました。

節1の報酬であります、主要施策の成果（1）、介護認定審査会に記載がございますとおり、審査会278回分に係る審査委員60人分の報酬でございます。

次に、決算書一番下の行、節12の役務費でございます、審査会資料の主治医意見書の作成手数料が主なものでございます。

続きまして、決算書は71、72ページ、主要施策の成果19ページをお願いいたします。項3目1認定調査費であります、支出済額は6,495万909円で、執行率は96.6パーセントでございました。

節1の報酬と節4の共済費であります、介護認定調査員19人分の人件費でございます。

節13の委託料であります、主要施策の成果、（3）委託の状況にございますとおり、認定調査業務につきまして、在宅調査1,786件及び施設調査752件、合計で2,538件を居宅介護支援事業者や介護保険施設に委託したものでございます。

決算書、節14の使用料及び賃借料は、調査用車両19台分のリース料でございます。

以上、議案第22号 平成29年度上田地域広域連合介護保険特別会計決算について御説明申し上げます。よろしく御審議の上、御認定賜りますようお願い申し上げます。

* 議長（小林隆利君） 松井消防長。

[消防長 松井正史君登壇]

* 消防長（松井正史君） それでは、議案第23号 平成29年度上田地域広域連合消防特別会計決算認定について御説明申し上げますので、別冊歳入歳出の決算書77、78ページをお願いいたします。

最初に、歳入でございますが、77ページの表の最下段、歳入合計欄を御覧ください。最終予算現額は23億1,452万9,000円、78ページの調定額及び収入済額はいずれも23億1,759万1,902円で、収入済額は予算現額に比べて306万2,902円の増でございました。前年度の収入済額との比較では8,133万1,886円、率で3.6パーセントの増となりました。これは、主に消防救急デジタル無線設備工事契約にかかわる返還金があったことによるものでございます。

続きまして、歳出について御説明申し上げます。79ページ、80ページをお願いいたします。79ページの表の最下段の歳出合計欄を御覧ください。予算現額は23億1,452万9,000円、80ページの支出

済額は22億8,156万6,736円で、執行率は98.6パーセントでございました。前年度と比較して8,112万227円、率で3.7パーセントの増となっております。この結果、歳入歳出差し引き残高は、表欄外に記載のとおり3,602万5,166円となり、次年度に繰り越しております。

続きまして、歳入歳出の主なものについて御説明申し上げます。最初に、歳入について申し上げますので、歳入歳出決算書事項別明細書の83、84ページを御覧ください。83ページの表の1行目、款1分担金及び負担金、項1負担金、目1負担金でございしますが、最終予算現額は右から3番目の計の列、19億7,460万9,000円、収入済額は84ページの表、左から2番目の列、総額19億7,461万2,707円で、前年度と比較して4,173万7,912円、率で2.1パーセントの減となっております。この負担金につきましては、基準財政需要額による負担金割合のルールによるものですが、内訳につきましては各市町村負担金欄の記載のとおりでございます。

続きまして、款2使用料及び手数料、項1手数料、目1消防手数料でございします。収入済額は232万1,550円で、危険物施設及び火薬類等の許可申請に伴う手数料でございします。

続きまして、款3国庫支出金、項1国庫補助金、目1消防費補助金でございします。収入済額は1,039万1,000円で、真田消防署の災害対応特殊水槽付消防ポンプ自動車に係る国の緊急消防援助隊設備整備費補助金でございします。

続きまして、款4県支出金、項1委託金、目1消防費委託金でございします。収入済額は13万8,000円で、県から当広域連合に移譲されました許可の事務等に対する県からの特例処理事務交付金でございします。

続きまして、款5財産収入、項1財産運用収入、目1財産貸付収入でございします。収入済額は175万970円で、各消防署の自動販売機の設置について、公有財産の有効活用、自主財源の確保及び設置業者選定の公平性等を目的といたしまして行政財産の貸し付けとして設置しているものでございします。

次に、85、86ページをお願いいたします。85ページの一番上、款6繰越金、項1繰越金、目1繰越金でございします。収入済額は3,581万3,507円で、28年度からの繰越金でございします。

続きまして、款7諸収入、項1雑入、目1地方交付税配分金でございします。収入済額は3,359万3,000円で、地方債の借入に係る交付税の配分金でございします。

同じく目2の雑入でございしますが、収入済額は1億7,987万1,168円で、前年度に比べ1億1,900万円余の増額となりました。増額の主な理由につきましては、先ほども触れましたが、消防救急デジタル無線設備工事費にかかわる違約金として経費の返還があったことによるもので、返還された金額は、当消防本部が共同整備分として負担いたしました機器整備にかかわる負担額の10分の2に相当する1億3,665万4,888円でございします。

続きまして、款8連合債、項1連合債、目1消防債でございします。収入済額は7,900万円で、真田消防署の災害対応特殊水槽付消防ポンプ自動車の購入、上田中央消防署の高規格救急自動車及び警

防課の指揮隊車の購入にかかわる起債でございます。

続きまして、款9寄附金、項1寄附金、目1の消防寄附金でございます。収入済額は10万円で、丸子地域に在住の匿名を希望される方から救急隊へのお礼に寄附の申し出があったものでございます。

以上、29年度の歳入総額は最後の行、歳入合計の欄の収入済額の23億1,759万1,902円で、前年比8,133万1,886円、率で3.6パーセントの増となっております。

続きまして、歳出について御説明申し上げます。1枚おめくりいただきまして、87、88ページをお願いいたします。また、あわせまして別冊の主要施策の成果及び予算の執行実績報告書の20ページから22ページをあわせて御覧ください。歳出について主立ったものについて御説明いたします。決算書の87ページ、1行目をお願いいたします。款1消防費、項1消防費、目1消防費の最終予算現額は、右から3番目の計の列、20億4,414万8,000円で、支出済額は88ページの一番左の列、20億1,428万30円で、執行率は98.5パーセントでございました。

それでは、87ページの節ごとに主なものを御説明いたします。節2給料から節4共済費までは、消防職員199人に係る人件費でございます。

次の節8報償費から節12役務費までは例年どおりの支出で、特段のものはございません。

節12役務費の備考欄、補償補填及び賠償金への流用につきましては、後段で御説明いたします。

続きまして、節13委託料でございます。支出済額は2,790万2,025円、執行率は93.7パーセントでございました。

主なものについて御説明いたしますので、別冊の主要施策の成果の21ページを御覧ください。

(4)の委託の状況でございます。主なものは、中段の高機能消防指令装置保守業務委託で2,018万円余、その下の行の上田南部消防署仮眠室個室化等改修工事にかかわる建築、電気及び機械設備の実施設計業務委託のほか、1行目の消防職員の健康診断等を実施いたしました。

決算書の87、88ページにお戻りをいただきまして、節15工事請負費でございます。工事請負費の支出済額は2,602万6,920円、執行率は96.7パーセントでございました。

工事請負費の主なものについて御説明申し上げますので、別冊の主要施策の成果の21ページを御覧ください。(5)の工事請負費の状況でございます。主なものは、中段の上田南部消防署仮眠室個室化等改修工事で2,365万2,000円、その下、消防本部オイルタンク設置工事では118万8,000円を支出いたしました。

決算書にお戻りいただきまして、節18備品購入費でございます。支出済額は1億2,082万3,639円で、執行率は96.7パーセントでございました。

主なものについて御説明いたしますので、別冊主要施策の成果の21ページを御覧ください。(6)の備品購入の状況でございます。主な備品の購入といたしましては、一番上から、真田消防署の災害対応特殊水槽付消防ポンプ自動車を国庫補助金及び地方債を活用し7,128万円で購入、また上田中

中央消防署の高規格救急自動車及び警防課の指揮隊車につきましては、地方債を活用して、高規格救急自動車では3,024万円、指揮隊車が1,034万6,400円で購入をいたしました。

再度決算書を御覧ください。節19負担金補助金及び交付金でございます。支出済額は626万8,747円で、執行率は86.3パーセントでございました。

主なものについて御説明いたしますので、別冊の主要施策の成果22ページを御覧ください。(7)の補助金等の状況でございます。主な負担金といたしまして、中段の職員の資質や技量の向上を図るための長野県消防学校入校負担金、救急救命士気管挿管病院実習や就業前就業中研修負担金等の支出がございます。

再度決算書を御覧ください。節22補償補填及び賠償金でございます。88ページ一番右側の備考欄を御覧ください。役務費から流用いたしました2万3,000円の理由でございますが、これは本年1月26日に上田市手塚地籍王子バス停前の交差点で発生いたしました上田南部消防署の軽貨物車と軽乗用車との接触事故に伴う賠償金に支出をしたものでございます。また、予備費から充当いたしました10万8,000円の理由でございますが、これは平成29年5月15日に上田市上田原で発生いたしました上田南部消防署の救急隊が救急車のハッチを閉める際に、傷病者家族の頭部を負傷させてしまったことに伴う賠償金でございます。2件とも金額が確定いたしました。予算に不足が生じました。予算の補正をするいとまがないことから、予備費を充当したものでございます。支出済額は13万1,697円でございます。

続きまして、87ページ、一番下から2行目、款2公債費について御説明申し上げます。公債費全体の支出済額は2億6,728万6,706円で、前年比で1億2,479万7,803円、率で87.6パーセントの増となっております。

次の89、90ページを御覧ください。目1元金の支出済額、償還額でございますが、2億6,313万5,960円で、前年比1億2,513万9,547円、率で90.7パーセントの増となっております。増額の理由といたしましては、2年据え置きした平成26年度借り入れ分の消防救急デジタル無線整備事業及び27年度借り入れにかかわる元金の償還が始まったこと、また消防救急デジタル無線にかかわる起債で、金融機構から借り入れたものについて繰上償還を行ったことによるものでございます。

目2利子の償還額は415万746円で、前年比で34万1,744円、率で7.6パーセントの減となっております。

最後に、予備費でございます。90ページ一番右側の備考欄を御覧ください。先ほど御説明いたしました補償、補てん及び賠償金への充当が10万8,000円でございます。

以上、歳出の総合計でございますが、22億8,156万6,736円、執行率は98.6パーセントで、前年比8,112万227円、率で3.7パーセントの増となっております。

以上、議案第23号 平成29年度上田地域広域連合消防特別会計決算認定について御説明申し上げます。よろしく御審議の上、御認定賜りますようお願い申し上げます。

監査委員の報告

- * 議長（小林隆利君） ここで、監査委員から審査意見の報告を求めます。
後藤代表監査委員。

[代表監査委員 後藤菊夫君登壇]

- * 代表監査委員（後藤菊夫君） 監査委員の後藤でございます。それでは、平成29年度上田地域広域連合一般会計・特別会計決算及び基金の運用状況について審査した結果を御報告申し上げます。

お手元に去る10月3日付で連合長に報告をいたしました決算審査意見書の写しを申し上げますので、それに基づいて説明をさせていただきます。

最初に、審査意見書1ページを御覧いただきたいと思います。まず、審査の対象であります、平成29年度上田地域広域連合一般会計をはじめとする3つの特別会計の歳入歳出決算と政令で定める書類及び3つの基金の運用状況について審査をいたしました。審査の期間は、平成30年6月5日から8月30日まで実施をいたしました。

方法でございますが、審査にあたっては、一般会計・特別会計の歳入歳出決算書、歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書及び基金運用状況調書、これらが法令に準拠して作成されているか、その計数が正確であるかについて、例月出納検査結果及び決算審査調書等に係る関係書類に基づき審査を行いました。

次に、審査の結果でございますが、各会計の歳入歳出決算書、証拠書類、その他政令で定める書類並びに各基金の運用状況を示す書類の計数は正確であり、いずれも関係法令に準拠し作成されているものと認めましたので、御報告を申し上げます。

続いて、2ページを御覧ください。決算の概要と審査意見を申し上げます。まず、決算の概要であります。最初に、一般会計の歳入においては、決算額は20億9,500万円余となり、前年度に比べ4,431万円減少しました。

歳出では、3クリーンセンターの大規模修繕工事をはじめとする各施設の維持補修工事が終了したことに伴い、決算額は19億5,321万円余となり、前年度と比較いたしまして1,527万円余、率にして0.8パーセントの減少となりました。

次に、特別会計でございますが、歳入歳出ともに前年度と比較して増加の決算となりました。歳入決算額は26億4,484万円余で、前年度と比較して7,625万円余、率にして2.9パーセントの増加でありました。

歳出決算額は25億8,209万円余で、前年度と比較して率にして2.9パーセント、7,504万円余の増加となりました。この主な要因につきましては、平成26年度の消防救急デジタル無線整備事業に係る起債の繰上償還、平成27年度の高機能指令装置更新、消防本部の庁舎耐震化等の起債の償還が開始したこと等により、公債費が1億2,479万円増加したこと等によるものでございます。これらの決算

状況並びに前年度の比較について、数値表を3ページに記載してございますので、後ほど御覧いただきたいと思ひます。

次に、公債費の動向についてであります。平成29年度の起債元金償還額は、消防特別会計においては2億7,440万円余でありました。29年度において新たに消防特別会計で7,900万の借入れがございました。平成29年度末の起債残高は18億2,924万円余となり、前年度末と比較いたしますと1億9,540万円の減少となりました。

続きまして、4ページをお願いいたします。審査意見を申し上げます。1つとして、上田地域広域連合は、資源循環型施設の建設、地域医療対策、老朽化した各施設の延命化に向けた大規模な修繕など大きな事業や課題に取り組まれている中、特に地域医療対策では、医療体制の充実化が図られるなど評価するところであります。これからも関係市町村及び関係機関と連携、調整を図りながら、適正かつ効果的に事業を推進していただきたいと思ひます。また、事務事業の執行にあたっては、更なる事業内容の精査と経費節減に努め、効率的かつ健全な行財政運営に取り組んでいただきたいと思ひます。

続いて、2として、一般会計、特別会計合わせた予算の執行状況は御覧のとおりであります。歳入総額は47億3,990万7,977円、歳出総額が45億3,530万4,703円、差し引き残額は2億460万3,274円の決算となりました。審査対象の計数及び財務に関する事務の執行状況につきましては、適正であることを認めました。また、財産及び基金についても適切に管理されておりましたので、御報告を申し上げます。

次に、3として、予算執行の歳出の中で特に大きな割合を占める修繕費、委託料並びに工事請負費につきましては、引き続き経費削減に向けた取り組みに努めていただきたいと思ひます。また、大規模修繕などにおける随意契約においては、見積もりを再度精査する査定を引き続き取り入れて、予定価格の適正化に努めていただきたいと思ひます。

4として、各施設においては、設備及び機器の老朽化が進み、維持管理に係る経費負担が増大する傾向にあることから、精密機能検査及び定期検査に基づく計画的な点検と適切な修繕により、管理運営と延命化に引き続き努めてほしいと思ひます。

5として、予算の流用につきましては、必要最小限にとどめ、適切な事務処理に留意していただきたいと思ひます。

6として、基金の運用でございますが、今後においても運用収入の減額が見込まれることから、最も確実かつ安全で有利な方法での管理と運用に努めていただきたいと思ひます。

以上が総括的な審査意見でございます。

次のページからは会計ごとの審査報告でございます。主なところだけ申し上げますが、まず5ページ、6ページは、一般会計の平成29年度に実施した主な事業と歳入歳出の決算状況でございます。

7ページからは、各所管の審査意見でございますので、後ほど御覧いただければと思ひますが、

中段のごみ処理広域化推進室につきましては、広域の業務の中でも資源循環型施設建設は最重要課題であり、早期実現に向けて誠意取り組まれている中でありますが、建設候補地の周辺自治会や関係団体等の理解が早く得られますよう、更に努力をしていただきたいと思います。

11ページは、ふるさと基金特別会計でございます。主な事業と決算状況は御覧のとおりでございますが、後段に審査意見がございますので、後ほど御覧いただければと思います。

続いて、12ページ、13ページにわたって介護保険特別会計がございます。主な事業と決算の状況、そして審査意見は御覧のとおりでございますが、介護認定調査員による認定調査件数の増加が見られますが、件数の動向を見きわめながら、公正かつ的確な認定調査を行うため、引き続き必要な調査員の確保と調査技術の向上に努めていただきたいと思います。

続いて、14、15ページは消防特別会計でございます。主な事業と決算状況は御覧のとおりでございます。16ページには審査意見がございますので、後ほど御覧いただきたいと思います。

続いて、18ページは実質収支に関する調書でございます。引き続き、19ページに財産に関する調書となっておりますが、いずれも適法に作成されておりまして、その計数も正確であることを認めましたので、御報告を申し上げます。

続いて、20、21ページは基金の運用状況でございます。ふるさと基金、21ページのまちづくり研究基金並びに老人福祉基金は、いずれも適切に管理されておりました。運用状況を示す書類は、正確に作成されていると認めました。細部につきましては、後ほど御覧いただきたいと思います。

最後のページには、起債借り入れ及び残高の状況を参考として掲載をいたしました。これらも後ほど御覧いただきたいと思います。

以上、簡潔でございますが、平成29年度決算審査の報告とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

* 議長（小林隆利君） これより議案第20号から第23号までの質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

* 議長（小林隆利君） ここで、11時20分まで休憩します。

午前11時07分 休 憩

午前11時20分 再 開

* 議長（小林隆利君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第6 議案第24号

* 議長（小林隆利君） 次に、日程第6、議案第24号 平成30年度上田地域広域連合一般会計補

正予算（第1号）を議題とし、提案者の説明を求めます。

両角事務局長。

[事務局長 両角 功君登壇]

* 事務局長（両角 功君） 議案第24号 平成30年度上田地域広域連合一般会計補正予算（第1号）について御説明申し上げます。

別冊になっております平成30年度上田地域広域連合一般会計補正予算書を御覧ください。3ページをお願いいたします。条文予算であります。第1条として、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,779万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ21億1,439万4,000円としたいというものであります。

それでは、歳出から御説明申し上げますので、12ページ、13ページをお願いいたします。款4衛生費、項3清掃費、目2ごみ処理広域化推進費で138万6,000円の補正増でございますが、これは資源循環型施設建設に向けた地元協議の中で今後環境影響評価を行い、この結果を踏まえ建設候補地を決定し、設計施行へと事業を進めていく上で、仮称でございますが、資源循環型施設検討委員会を設置いたしまして、学識経験委員からの専門的見地に立った意見を求めながら、地域を代表する委員と行政側との間で具体的な協議を行い、その結果をもとに地元対策連絡会をはじめ住民の皆様との合意形成につなげてまいりたいということから、委員報酬のほか、同協議会運営に係る所要の経費をお願いするとともに、地域住民からも要望がございます先進地視察を実施するためのバス借上料をお願いするものでございます。

次に、同じく款4衛生費の項4清浄園費、目1清浄園費におきまして1,641万1,000円の補正増をお願いしております。これは、昨年9月16日に発生いたしました清浄園の爆発事故につきまして、後ほど歳入でも御説明いたしますが、建物被害及び損害賠償に対する保険金等及び施工業者からの賠償金の確定に伴いまして、平成29年度中に行いました復旧に係る費用や損害賠償費用の財源となります関係市町村からの負担金、これにつきましては、当該年度中に保険金等の収入があれば、年度内の補正予算対応で減額調整するところでしたが、収入時期が今年度となったことから、今補正において保険金等の収入との間で精算を行い、あわせまして保険金等の収入額が復旧等に要した費用を上回ることから生じる剰余分につきましても、関係市町村へ配分することとしたいというものでございます。関係市町村のうち上田市につきましては、今年度分の負担金と相殺調整をし、また今年度までに清浄園でのし尿処理から個別処理に移行されている東御市、長和町、青木村につきましては、過年度負担金の還付ということで対応させていただきたいというものでございます。

次に、歳入について御説明申し上げますので、10ページ、11ページにお戻り願います。はじめに、款1分担金及び負担金、項1負担金、目7清浄園費負担金で4,991万円の補正減でございますが、先ほど歳出で御説明したとおり、清浄園爆発事故に伴う保険料等について、復旧等に要した費用に充てた関係市町村負担金の精算及び保険料等の剰余分の配分として、上田市分につきましては、当年

度の負担金の減額で対応させていただきたいというものでございます。

次に、中段の款6繰越金、項1繰越金、目1繰越金138万6,000円は、ごみ処理広域化推進費の歳出に係る所要額として繰越金を充てるものでございます。

款7諸収入、項1雑入、目2雑入で6,632万1,000円の補正増でございますが、清浄園爆発事故に係る保険料及び施工業者からの賠償金でございます。内訳といたしまして、爆発事故によりけがをされた方や飛散したガラスによる被害に係る損害賠償の関係につきましては、広域連合が加入する損害賠償保険から260万6,552円、施工業者から賠償金が65万1,638円、建物の損傷被害に対しましては、広域連合が加入する災害共済金が5,343万180円、施工業者からの賠償金が963万1,970円でございます。

以上、議案第24号 平成30年度上田地域広域連合一般会計補正予算（第1号）について御説明申し上げます。よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

* 議長（小林隆利君） これより質疑に入ります。

[「なし」と呼ぶ者あり]

日程第7 議案第25号

* 議長（小林隆利君） 次に、日程第7、議案第25号 清浄園爆発事故に係る損害賠償額の決定及び和解についてを議題とし、提案者の説明を求めます。

両角事務局長。

[事務局長 両角 功君登壇]

* 事務局長（両角 功君） 議案集の6ページをお願いいたします。議案第25号 清浄園爆発事故に係る損害賠償額の決定及び和解について御説明申し上げます。

平成29年9月16日に発生いたしました清浄園爆発事故により被害を受けた清浄園施設の損害及び第三者の損害に対する修繕施工業者との損害賠償額と和解について、地方自治法第96条第1項第12号及び第13号の規定によりまして、議会の議決を求めるものでございます。

損害賠償額は1,028万3,608円でございます。損害賠償及び和解の相手側は、長野県上田市下之郷248番地のミヤジマ技研株式会社、代表取締役宮島武宏でございます。

和解の要旨であります。1点目として、前項の相手方は、損害賠償として上田地域広域連合に1,028万3,608円を支払うこと、2点目として、損害賠償の内容は、爆発事故を受けた清浄園施設の損害賠償と、既に上田地域広域連合が支払っている爆発事故によって被害を受けた第三者への損害賠償に対する相手方が負担する損害賠償とすること、3点目として、当事者双方は、和解条項で定める以外に債権債務のないことを確認することでございます。

以上、議案第25号 清浄園爆発事故に係る損害賠償額の決定及び和解について御説明申し上げます。よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

* 議長（小林隆利君） これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

日程第8 上田地域広域連合選挙管理委員会の委員及び同補充員の選挙

* 議長（小林隆利君） 次に、日程第8、上田地域広域連合選挙管理委員会の委員及び同補充員の選挙を行います。

お諮りします。選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選によりたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

* 議長（小林隆利君） 御異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選によることと決しました。

お諮りいたします。指名の方法については、議長において指名することにいたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

* 議長（小林隆利君） 御異議なしと認めます。

よって、議長において指名することに決しました。

選挙管理委員会委員に武井繁樹さん、安藤民子さん、柳沢廣幸さん、池田好由喜さんを指名いたします。また、同補充員に堀善三郎さん、馬場清子さん、師田和幸さん、宮下清志さんを指名いたします。

なお、補充員の順位については、指名の順序のとおり定めたいと思います。

お諮りいたします。ただいま議長において指名いたしました各位を選挙管理委員会委員及び同補充員の当選人と定め、また補充員の順位には指名順のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

* 議長（小林隆利君） 御異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました各位が選挙管理委員会委員及び同補充員に当選されました。

ここで、午後1時まで休憩といたします。

午前11時33分 休 憩

午後 1時00分 再 開

* 議長（小林隆利君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第9 一般質問

- * 議長（小林隆利君） まず、日程第9、一般質問を行います。
質問第1号、広域連合行政について、宮下議員の質問を許します。
宮下議員。

[4番 宮下省二君登壇]

- * 4番（宮下省二君） 通告により順次質問をしてまいります。

上田地域広域連合の最重要課題であります資源循環型施設建設総合クリーンセンターについてお尋ねをいたします。現在稼働中の3クリーンセンターは、いずれも老朽化が進み、上田クリーンセンターは築32年、丸子クリーンセンターは築26年、東部クリーンセンターは築25年が経過しました。いずれも耐用年数を超え、稼働時の安定操業を維持するため毎年多額の修繕費を計上しているが、修繕費の過去10年間の推移はどうか。また、今後新しい施設が完成するまでには最短でも7年は要すると言われているが、今後の修繕費の概算額をどのように捉えているのか伺います。

また、旧東部町が建設予定地だったところと比較すると施設建設費も高騰していると考えますが、現在の建設費との相違はどうか伺います。

次に、資源循環型施設建設候補地の地元対策連絡会との協議は、5年間にわたり20回程度開催されているが、対策連絡会の意向に沿って実施をされた項目は何か伺います。

次に、対策連絡会から脱退した諏訪部自治会と下沖振興組合に対して、会議の内容等についてどのように伝えているのか伺い、第1問といたします。

- * 議長（小林隆利君） 両角事務局長。

[事務局長 両角 功君登壇]

- * 事務局長（両角 功君） 資源循環型施設建設について幾つか御質問をいただきましたので、順次お答えしてまいります。

まず、現在稼働中の3つのクリーンセンターにつきまして、過去10年間の修繕費の推移はどうか。また、今後の修繕費の概算額をどのように捉えているかとの御質問でございます。資源循環型施設が稼働するまでは、既存施設の安定的な運転管理のために精密機能検査や日常的な保守点検の結果に基づき、今後も計画的に維持修繕を実施していく必要があります。点検委託料を含まない修繕費の過去10年間の推移でございますが、3クリーンセンター合計で、平成20年度においては年間1億円程度でございましたが、平成24年度には2億円を超えまして、更に平成26年度からは4億円を超えて、この平成29年度決算では年間4億6,000万円余となっております。今後の修繕費の見通しにつきましては、平成30年度では4億8,000万円の予算措置をしております。今後も毎年度同程度以上の修繕費がかかるものと捉えております。引き続き既存施設の安全安心な運転管理のために、計画的に維持修繕を行ってまいりたいということでございます。

次に、旧東部町が建設予定地だったところと比較すると、施設建設費について現在の建設費との相

違はどうかという御質問でございます。旧東部町の上川原工業団地を建設候補地として検討していたのは平成13年でございます。当時の建設費を算出する根拠のデータがなく、現在の建設費との比較をすることはできない状況でございます。しかしながら、その後の第2次ごみ処理広域化計画を策定いたしました平成21年ごろの建設費と比較いたしますと、当時一般的にはごみ処理能力1トン当たり約4,000万円と言われておりましたが、現在の当該建設費の処理能力1トン当たり約6,000万円と比較しますと1.5倍程度になっているという状況でございます。

次に、地元設置された対策連絡会との協議により、対策連絡会の意向に沿って実施された項目は何かとの御質問でございます。平成25年2月に諏訪部自治会、秋和自治会、上塩尻自治会、下塩尻自治会、上田市柵網土地改良区、上田市坂城町欠口土地改良区、下沖振興組合、南部耕作者組合の8団体の役員により構成されました資源循環型施設建設対策連絡会が設立されました。それ以降、対策連絡会の皆様と広域連合及び上田市で話し合いを積み重ねまして、対策連絡会から提起されました課題を行政として真摯に受けとめ、解決のための取り組みを模索し、協議を進めてまいりました。その結果、焼却炉の数は、将来的なごみ減量化にも対応しやすい3炉構想を基本とすること、地域負担軽減のため不燃物処理を行う統合リサイクルプラザは、統合クリーンセンターと併設せずに分離分散することとする施設整備基本方針の見直しを行いました。また、地域への負担を最小限に抑えるためには、圏域の全住民が一丸となってごみの減量化に取り組むことが必要であるとの視点に立ちまして、関係市町村においてもさまざまな新たにごみ減量・再資源化の取り組み、施策の実施につながった状況でございます。

次に、対策連絡会から脱退した諏訪部自治会と下沖振興組合に対して会議の内容をどのように伝えているのかとの御質問でございます。諏訪部自治会に対しましては、説明会の開催案内や会議資料などの情報を自治会を通して住民の皆様へ配付していただけるようお願いしてまいりましたが、現計画の白紙撤回を求める諏訪部自治会の方針は変わらないとして、残念ながら御理解をいただくには至っておりません。そのような中、本年7月でございますが、土屋連合長みずから諏訪部地域の約170世帯の全てのお宅を直接訪問し、8月に開催しました説明会への参加のお願いをするとともに、5月に行われた市長懇談会の内容や結果についての資料を配付し、お知らせいたしました。

更に、8月の説明会の内容、結果をまとめたものにつきましても、自治会未加入世帯を含む諏訪部地域の全ての世帯及び諏訪部地域以外にお住まいの下沖振興組合の世帯に郵送をいたしました。今後も対策連絡会と協議し、諏訪部地域及び下沖振興組合の皆様への正確な情報提供に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

* 議長（小林隆利君） 宮下議員。

[4番 宮下省二君登壇]

* 4番（宮下省二君） 御答弁をいただきました。

次に、施設を安定稼働するためには、多額の費用が必要になるわけですが、土屋連合長は、現在の施設の操業は、今後どの程度まで使用が可能とされているのか伺います。

次に、土屋連合長は、上田地域広域連合議会議員当時からさまざまな先進地のごみ処理施設を視察され、建設候補地の皆さんに御理解をいただくために必要な安全対策及び地域振興策等について幅広い御見識をお持ちになっておられます。土屋連合長は、4月に御就任以来、建設候補地の地元である諏訪部地域及び対策連絡会に対し、広域連合長として、あるいは上田市長としてさまざまな機会を捉え、短期間で懇談会、戸別訪問、説明会等を精力的に重ねておられますが、地域の皆さんの声をどのように捉えているのか伺います。

次に、建設候補地の地元では資源循環型施設の建設により生ずる環境問題とあわせ、地域の活性化が損なわれるとの強い意見があります。こうした状況を踏まえ、専門家の登用を含め、建設候補地の安全対策及び地域振興策等について土屋連合長の見解を伺い、第2問といたします。

* 議長（小林隆利君） 土屋広域連合長。

[広域連合長 土屋陽一君登壇]

* 広域連合長（土屋陽一君） ただいま宮下議員より質問をいただきました。施設を安定稼働するためにはということですが、一般にごみ焼却施設の稼働開始から廃止までの平均年数は、約30年となっております。広域連合の3クリーンセンターにおきましては、全ての施設で25年以上稼働しており、維持管理費においても年々増加傾向にあるのが現状です。既存施設を安全安心に管理運営していくことが重要であり、定期的な清掃点検、年次的な修繕計画により新施設稼働まで延命化に努めてまいりたいと考えております。

次に、地域住民の皆様と話し合い、信頼関係を築き上げることが大切という思いから、4月9日の就任以降、先頭に立ちまして地域住民の皆様と向き合ってお話をする取り組みを積極的に進めてまいりました。諏訪部地域では、5月に市長懇談会、8月には説明会を開催したほか、計7回にわたりサテライト市長室 in 清浄園を実施し、私が直接住民の皆様と対話を行ってまいりました。また、8月の説明会の開催にあたりましては、私が諏訪部地域の約170世帯の全てを訪問し、御参加のお願いをさせていただきました。訪問の際には多くの皆様から労いや応援のお言葉をいただいたほか、施設建設に反対の立場の方とも対話をする中で御意見をお聞きし、私の建設に向けた決意をお話しさせていただき、御理解をお願いしてきたところであります。更に、説明会などにおいては、一方的な説明会に終始することなく、参加された皆様の御質問にお答えし、御意見を伺うことに重点を置いてまいりました。皆様からは、もっと情報提供を積極的に行ってほしい、早く具体的な計画を示してほしいとの御意見を多くいただきました。この間の取り組みにおきましては、私自身が地域へ出向き、住民の皆様と向き合ってお話をするのができ、大変有意義なものであり、私の決意もお伝えすることができたと考えており、今後の対話につながることを期待しております。

3つ目でございますが、専門家の登用についてですが、上田地域広域連合では、7月に国内外での一般廃棄物処理施設建設の支援実績が多数ある、一般財団法人日本環境衛生センターへ資源循環型施設建設のための技術支援業務を委託いたしました。今後は、施設建設や環境の専門家から安全・安心な施設の建設及び環境に配慮した施設計画などにおいて支援を受けるとともに、地域住民の皆様との協議の場にも参加していただく予定であります。専門的見地からの全国の事例や先進技術などをわかりやすく説明していただくことにより、住民の皆様の安心につながることを期待しております。

地域振興についてですが、上田地域広域連合が平成21年から22年にかけて応募のあった常磐城字蟹町地籍ほか及び秋和字飯島地籍の2か所の土地につきましては、建設候補地の清浄園予定地に近接しており、また応募者の皆様が公共事業に御協力いただけるという御意向も尊重させていただき、資源循環型施設建設に合わせ、地域振興に向けた土地利用を図っていく方針であります。また、周辺環境に最大限配慮するため、最新設備の採用により法規制値より厳しい自主規制値を設けてまいります。その際には、地域の皆様と話し合い、御理解をいただける基準にしてまいりたいと考えております。

地域振興及び安全対策を議論する際には、専門家に御参加いただくことによりまして、施設の安全性や環境への影響及び最新事例等に関する御助言をいただき、より信頼性の高い施設整備計画にもつながるものと考えております。よろしく申し上げます。

* 議長（小林隆利君） 宮下議員。

[4番 宮下省二君登壇]

* 4番（宮下省二君） 御答弁をいただきました。老朽化した施設の現状、そして資源循環型施設建設工事には、最短でもあと7年を要するわけであります。また、今後施設建設にあたり事業費の高騰等も考慮すると、現状の状態を長く続けることが大変難しい状況にあります。建設候補地の地元では、環境に与える影響等の安全性を最も心配をされております。安全性が市民の皆さんにもわかりやすく見え、判断できるようにするためにも、環境影響評価調査を早期に実施する必要があると考えます。

そこで伺います。土屋連合長は、新しい組織として（仮称）資源循環型施設検討委員会を立ち上げるとのことですが、今後どのように進めていかれるのか伺います。

次に、環境影響評価は、4年という大変長い期間において詳細にわたる調査となります。昨年度初めて環境影響評価の業務委託費を計上しましたが、最終的には執行できなかった経緯があります。今年度も後半に入ってきました。土屋連合長は、環境影響評価実施の決断をいつされるのか。また、環境影響評価の業務委託はいつ行うのか見解を伺います。

次に、建設候補地の皆さんが心配されているのは、環境影響評価の実施が、イコール施設建設につながるのではないかとあります。長野広域連合では、環境影響評価実施後に改めて地元住民の皆

さんに是非を問いましたが、土屋連合長はどちらを選択されるのか伺い、連合長の力強い行動力とスピードある対応に期待して、私の質問といたします。

* 議長（小林隆利君） 土屋広域連合長。

[広域連合長 土屋陽一君登壇]

* 広域連合長（土屋陽一君） 資源循環型施設建設対策連絡会と上田地域広域連合及び上田市が合意し、これまでの成果を生かし、安全安心な施設のあり方について対等な立場で協議を行うため、地域住民と行政との協働により新組織、仮称ですが、資源循環型施設検討委員会を設立します。この検討委員会は、対策連絡会、広域連合、上田市の協議により共同で運営することとしており、メンバーは、対策連絡会が推薦する地域住民10名程度、対策連絡会及び広域連合がそれぞれ2名ずつ推薦した学識経験者4名、また行政側委員として3名となっております。検討委員会では、資源循環型施設に関する事業の構想段階から地域住民が参加し、学識経験を持った専門家及び行政とともに協議を行い、将来にわたり安全安心な資源循環型施設のあり方、環境に配慮した資源循環型施設のあり方、地域の発展に貢献する資源循環型施設のあり方について、より具体的な議論をしてまいります。

次に、環境影響評価の手続の開始前には、地元住民説明会や市民説明会等を開催し、環境影響評価の目的、手続の流れ、評価項目、スケジュール等について丁寧に御説明をまいります。また、説明会に入る前に、先ほど検討委員会及び対策連絡会で施設の安全対策や環境対策などの議論もされてまいりたいと考えております。これらの説明会やあるいは検討委員会及び対策連絡会での議論の状況を踏まえ、環境影響評価の手続の開始について、本年度中に決断をまいりたいと考えております。

また、環境影響評価の手続の開始が施設建設について合意されたとみならずものではありません。環境影響評価では、騒音、振動、悪臭、水質、土壌汚染、地形、地質などの調査を行い、地域及びその周辺の現在の状況を把握し、事業が実施された場合の環境への評価について、科学的な知見に基づく予測を示し、評価及び環境保全対策等を検討いたします。

環境影響評価を実施し、資源循環型施設事業における調査、予測、評価を行い、その結果を公表し、地域の皆様の御意見をいただき、それを踏まえてよりよい事業計画、実施計画をつくり上げていきたいと考えております。

いずれにいたしましても、今後も地域の皆様との対話による相互理解と深い信頼関係を築き、資源循環型施設の早期実現に向けて力強く歩んでまいりたいと思いますので、よろしくお願ひします。

* 議長（小林隆利君） 宮下議員の質問が終了いたしました。

ここで1時35分まで休憩いたします。

午後 1時25分 休 憩

午後 1時35分 再 開

* 議長（小林隆利君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、質問第2号、広域連合行政について、渡辺議員の質問を許します。

渡辺議員。

[21番 渡辺正博君登壇]

* 21番（渡辺正博君） 通告に従い消防行政について伺います。

ことしの3月、消防庁は平成29年中の救急出動件数を公表しました。平成29年中の救急自動車による救急出動件数は634万2,096件、対前年度比13万2,132件の増で2.1パーセントの増です。搬送人員は573万5,915人、前年度対比11万4,697人増で2.0パーセント増、救急出動件数、搬送人員ともに過去最多を記録したと速報値として公表いたしました。消防署で一番出動の件数が多いのは救急隊です。急病人ばかりでなく、交通事故をはじめさまざまな災害が起きるといち早く出動し、傷病者を医療機関まで搬送をします。後で触れますが、救急車の出動件数は増加傾向にあることや、これに関する質問を中心に、住民の安全安心を確保する適正な消防職員数について伺ってまいります。

はじめに、救急出動件数についてですが、上田地域広域連合消防本部による平成29年版消防年報では、平成29年で9,930件となっております。救急搬送の事故種別では急病が最も多く5,788件、次が転院搬送で1,609件、そして一般出動の1,417件で、火災は22件となっております。平成20年では8,172件でしたが、急速に出動回数が増えていることがうかがえます。9年前と上田地域の人口がほとんどさほど変わらない中で救急出動件数がこれだけ増加したことの主な要因は何か、まず伺います。

年間9,930件の救急出動件数は、1日平均すると約27件の出動をしたことになりますが、各消防署の救急出動体制について伺います。広域管内8消防署のうち最も救急出動件数が多いのは上田中央消防署の2,114件で、次が上田南部消防署の1,907件、次いで上田東北消防署の1,540件の順であります。この3消防署の救急出動件数が他署と比べ著しく突出しているわけですが、管轄区域の人口が多い上田中央消防署については理解が容易ですが、上田南部消防署、上田東北消防署の出動件数がなぜこれほど多いのか、その理由についても伺います。

また、隣接するこの3消防署でこれだけ救急出動をしていることから、出動中に救急要請が重なり、新たな出動要請を受けられない事態や、現場到着がおくってしまうといったケースがないのか伺い、私の最初の質問とします。

* 議長（小林隆利君） 松井消防長。

[消防長 松井正史君登壇]

* 消防長（松井正史君） ただいま救急出動件数が平成20年と比較いたしまして急速に増加した

要因についての御質問でございます。

平成29年中の救急出動件数は、議員御指摘のとおり9,930件で、年々増加傾向が続いている状況でございます。9年前の平成20年と比較いたしますと約22パーセントの増加率となっております。管轄人口の約21人に1人が救急搬送されたこととなります。また、1日に平均しますと、御指摘のとおり27件出動しておりますが、多い日には50件を超える日もございます。件数の急速な増加いたしました主な原因といたしましては、急な病気、転倒などによる負傷、これらの傷病者の病院間搬送の増加が主な要因になりますが、この9年間で高齢者人口は約8,300人増加したことに加え、高齢者の搬送割合も13人に1人から10人に1人へと上昇していることから、いずれも高齢化の進展によるものと判断しております。

次に、各消防署の救急体制についての御質問、また上田南部消防署と上田東北消防署の出動件数が多い理由、そして救急要請が重なったときの対応等についての御質問でございます。救急出動体制につきましては、8消防署に救急隊を各1隊設置し、全隊救急救命士が搭乗しております。救急隊員は専任の隊員ではなく、火災の際には消防車に乗り換えて出動する兼任の出動体制であります。このような状況の中、出動件数が一番多い上田中央消防署におきましては、管轄外への医療機関への転院搬送、こちらの件数も多く、長距離搬送により搬送時間が長時間になることから、その間に発生した救急要請の対応は隣接する消防署からの出動が多く、必然的に上田南部消防署及び上田東北消防署が応援出動する件数が増える要因と考えているところでございます。

また、救急要請が重なる場合には、ただいまも御答弁いたしましたが、隣接する消防署が対応いたしますが、隣接する消防署の救急車が不在の場合には、更に遠方の消防署からの救急出動をに対応することから、現場到着までの時間は、通常よりも要してしまう現実がございます。このようなことから、その対策といたしまして、遠方からの救急出動に際しましては、傷病者への迅速な救急対応を目的といたしまして、救急車が不在となっている管轄の消防署の消防隊が臨時に出動し、救急隊が到着するまでの間に救護活動を行う消防隊と救急隊による連携活動により対応する場合もございます。

また、全救急隊が出動した場合の対応といたしましては、予備の救急車による臨時の救急対応を行うこととしておりまして、救急要請を受けられない事態は、現在のところ発生しておりません。

以上でございます。

* 議長（小林隆利君） 渡辺議員。

[21番 渡辺正博君登壇]

* 21番（渡辺正博君） 高齢化による急病の増加が要因の一つということでありました。人口減少の中で救急要請が増える要因ということになるかというふうに思います。また、消防の話もございました。消防車には最低4人搭乗での出動が国の指針というのも出されていますが、救急隊が使用中で1人とか2人しか署に残っていない、こういうところは出動すらできないといったときも

本議会で以前あったところでございます。

さきに述べましたが、上田中央消防署の救急出動が最も多いことと、隣接する上田南部消防署、上田東北消防署の救急出動も大変多いことから、上田中央消防署に救急隊を2隊配置すべきではないのかと考えますが、どうか。また、他の署とのバランス等も考え、管轄区域の見直しも必要と考えるが、この点についての見解をお伺いします。

あわせて、現在は各消防署に救急隊が1隊で合計8隊ということでございました。救急車に搭乗する救急隊員の有資格者が現在194人で、うち救急救命士が79人ということですが、そもそもこの人数は適正なのか伺い、第2問とします。

* 議長（小林隆利君） 松井消防長。

[消防長 松井正史君登壇]

* 消防長（松井正史君） 上田中央消防署に救急隊を2隊配置すべきではないか。あわせて管轄区域の見直しも必要になると考えるがどうか。また、現在の救急隊員、救急救命士の人数は適正かとの質問でございます。新たな救急隊の設置及び管轄区域の見直しにつきましては、管轄を超える他の消防署からの応援出動件数が増加している現状と、超高齢化社会を迎え今後も救急需要の増加が見込まれることから、本日の広域連合長の挨拶にもございますが、現在その課題対応といたしまして作業部会を設け、研究検討を行っているところでございます。

次に、救急隊員の有資格者につきましては、御指摘のとおり職員数の約97パーセントにあたる194人を救急隊員として任命しておりまして、職員の交代勤務により救急業務を行っています。また、そのうちの79人が救急救命士でございまして、救急隊1隊につき救急救命士2人の搭乗を基本とした人員配置をしていますことから、国が示す消防力の整備指針に照らし合わせても適正であると考えておりますが、継続して救急救命士の養成、確保に努めているところでございます。

以上でございます。

* 議長（小林隆利君） 渡辺議員。

[21番 渡辺正博君登壇]

* 21番（渡辺正博君） この1点、救急出動件数の増加とは別の観点から1点伺います。

災害現場での安全管理の面から、現場で指揮をする体制の整備の必要が指摘をされています。国の指針では、各消防署へ指揮隊の設置といった新たな対応が求められているとのことですが、県内の状況と上田広域の状況について伺います。

最後の質問にしますが、今まで質問をしてまいりました救急隊、そして指揮隊の運用を考えるにあたり、1番の基礎となるのは消防職員の数であると考えます。隣の佐久広域の定数が251人、更に人口1万人当たりの職員数は、類似規模の消防本部の平均が13.31人、佐久広域や諏訪広域が12人であるのに対し、上田広域において10人程度の水準であります。上田広域消防本部の定数は201人、同規模16消防本部と比較しても明らかに少ない数であります。先ほど消防長からも紹介がございまし

たが、本日は連合長の挨拶の中にも一層の消防機能の充実と職員体制の強化に言及をされています。改めて伺います。定数条例の見直しが必要と考えますが、連合長の見解を伺い、私の質問を終わります。

* 議長（小林隆利君） 松井消防長。

[消防長 松井正史君登壇]

* 消防長（松井正史君） 指揮隊の設置、県内の状況と、上田広域消防の現状についての御質問でございます。

災害現場に出動する指揮隊でございますが、複雑化、多様化、また大規模化する各種の災害現場におきまして、複数の消防隊、救助隊等が連携して活動することも多くなりました。また、全国的に消防職員の殉職事例が続いている、このようなことから、災害現場を統括し、効率的で効果的な活動統制や消防職員、団員等の安全管理を一元的に行う指揮体制の必要が求められておきまして、1つの隊当たり3人以上で編成するよう、消防力の整備指針では定められているところでございます。

また、指揮隊が使用する車両は、災害現場における指揮活動に必要な資機材を装備し、消防署の数と同数を基準として、地域特性を勘案した数を配置することとされております。

次に、長野県内における指揮隊の設置状況につきましては、上田広域を除く県内12消防本部のうち24時間の出動体制としているのは7消防本部で、そのうち全ての消防署に指揮隊を設置している消防本部は2消防本部となっております。その他の5消防本部につきましては、管内を二分した中心付近となる消防署に設置する方法など、地域の実情で設置している状況であります。また、常設の指揮隊がない5消防本部につきましては、災害の規模から判断し、消防本部職員などを招集しまして出動する体制をとっていることと伺っているところでございます。

当消防本部の状況といたしましては、今まで現場の最高責任者が1人で災害現場を指揮しているところでありますが、消防団も含めました一元的な部隊管理や安全管理等が困難なことから、本年3月に指揮隊車を消防本部警防課に配置するとともに、指揮隊運用要綱を策定し、現在は警防課職員を中心に兼務体制で主に平日昼間の災害に対応しているところでございます。

私からは以上でございます。

* 議長（小林隆利君） 土屋広域連合長。

[広域連合長 土屋陽一君登壇]

* 広域連合長（土屋陽一君） 当広域連合の消防職員数につきましては、職員定数条例で議員御指摘のとおり201人となっております。実際の職員数も201人ということでありまして、他の消防本部と異なり、条例定数と運用数が同じという状況で現在消防業務に当たっております。昨今、消防に寄せられるニーズとその対応は複雑多様化している上、国の試算結果では、高齢者人口の増加により救急需要は2030年まで増加が続くとの見解の中、異常気象が常態化するなど、今後も消防への

期待が高まることは必至であると考えます。これまでの広域消防の歩みといたしまして、過去にも時代の変遷とともに、その状況に即した体制の見直しを図ってまいりました。このような中、先ほど消防長答弁でもありましたが、今年度から上田地域広域連合広域計画に基づきまして、消防本部の将来構想を検討するための作業部会により課題等の研究検討を重ねているところでございます。将来を見据えた一定の構想素案を作成いたしまして、広域連合構成4市町村の担当者への説明や合同会議を開催し意見を求め、市町村への影響を考慮するとともに、再任用制度や今後の定年延長なども視野に入れまして、現在慎重に検討を進めているところであります。

以上でございます。

* 議長（小林隆利君） 渡辺議員の質問が終了いたしました。

これをもって一般質問を終了いたします。

以上で本日の日程は終了いたしました。

各議案は、お手元に配付いたしました議案等付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託いたします。

次回は、10月25日午後3時から開会いたします。

本日はこれにて散会いたします。

午後 1時55分 散 会